

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 第3期中期目標

前 文

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）は、平成22年4月1日に設立され、平成25年5月1日に、佐賀市嘉瀬地区への移転を機に、病院名を「佐賀県医療センター好生館（以下「好生館」という。）」に変更し、新たな歴史を刻んでいる。

設立団体たる県は、平成26年度から平成29年度までの第2期中期目標期間中において、本県の中核的医療機関として、3次救急医療の提供、高度・専門医療や政策医療の提供、基幹災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能充実に努めることなどを求めている。

これを受け、法人においては、小児がん支援センターの開設をはじめ、外傷センター、脳卒中センター、ハートセンターの運用による高度・専門医療の提供や、法人設立以来、財務面でも安定した収支構造を達成するなど、着実な成果を上げている。

この実績は、法人職員が一丸となって中期計画を着実に実施し、その役割を果たした結果であり、有識者により構成される法人評価委員会においても評価を得ている。

第3期中期目標期間においても、人口減少と高齢化に伴う医療需要の変化、医療技術の高度化・専門化、県民の健康や医療、災害医療に対する意識の高まりなどに、法人が的確に対応し、県民の期待に応えられる安全・安心かつ良質な医療を提供していくことがさらに求められる。

加えて、佐賀県立総合看護学院（以下「総合看護学院」という。）を好生館に附属化し、臨床現場の知見を活用した質の高い看護教育を行うことも、新たな法人の使命として求められている。

こうしたことを踏まえ、引き続き、自立性・機動性・透明性の高い法人経営に努め、PDCAサイクルによる目標管理の徹底により中期目標を着実に達成するとともに、以下の公的使命を果たし、県民の健康の維持と県内医療水準の向上、地域医療の支援に貢献することにより、患者、家族、医療関係者誰からも信頼される法人を目指していくことを求めるものである。

- 3次救急医療や、県民からのニーズの高いがん、脳卒中、循環器系疾患に対する医療をはじめとする高度・専門医療や政策医療等、一般の医療機関では担いきれない医療を提供していくこと。
- 基幹災害拠点病院、臨床研修病院、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院、原子力災害拠点病院、地域周産期母子医療センターなど県の中核病院として機能充実を図ること。
- 総合看護学院の好生館附属化後は、より一層の質の高い看護教育を行い、看護職員の確保・養成を図ること。

好生館は、鍋島閑叟公の治世下、天保5年以来、180有余年にわたり、人の痛みに寄り添った医療を提供している。

この間、運営形態は、明治5年に県立好生館病院となったことを皮切りに、郡立などを経て、明治29年に県立病院好生館、そして平成22年からは、地方独立行政法人による運営と変遷を重ねているが、いずれの時代においても、「学問なくして名医になるは覚束なきことなり」「好生の徳は民心にあまねし」という設立の理念は、脈々と受け継がれている。

今後も、この設立の理念に沿った法人運営がなされることを強く望むものである。

第1 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 好生館が担うべき医療の提供及び医療水準の向上

法人は、佐賀県トップクラスの高度急性期・急性期病院である好生館の立ち位置を明確にし、着実に運営すること。なお、佐賀県は設立団体として、法人に対し必要な支援を行う。

(1) 好生館が担うべき医療の提供

①高度・専門医療の提供

- ・傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供すること。
- ・佐賀県ドクターヘリ事業について、基地病院である佐賀大学医学部附属病院と連携・協力体制を構築し、連携病院として、その機能を発揮すること。
- ・循環器系疾患に対する医療、がん・脳卒中に対する医療、小児・周産期医療、感染症医療など、本県の中核的医療機関として診療密度の高い高度・専門医療を提供すること。
- ・好生館として担うべき診療機能を果たすため、必要な高度医療機器の計画的な更新・整備に努めること。

②信頼される医療の提供

- ・患者や家族からの信頼を得、適切な医療を提供するため、科学的根拠に基づく医療（EBM）を推進すること。
- ・患者中心の医療を提供するため、インフォームドコンセントの徹底に努めること。
- ・退院支援など患者に不安を感じさせない相談体制の充実を図ること。
- ・誰もが、セカンドオピニオンを受けることができるよう、体制の整備を図ること。

③安全・安心な医療の提供

- ・患者が安心して医療を受けることができるよう、医療安全対策及び院内における感染症制御について、不断の検証を行い、充実すること。

④災害時における医療の提供

- ・基幹災害拠点病院として大規模災害発生時に備えた機能の充実を図ること。また、患者を受け入れ、必要な医療の提供を行うとともに、患者が集中する医療機関や救護所への医療従事者の応援派遣等の協力を行うこと。
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等による救護活動に取り組むこと。
- ・原子力災害拠点病院としての役割を果たすため、原子力災害医療に携わる人材の育成及び機能整備の強化に取り組み、原子力災害に適切に備えるとともに、災害発生時においては、汚染や被ばくの可能性がある傷病者を受け入れ、必要な医療を提供すること。
- ・新型インフルエンザ等公衆衛生上の重大な危機が発生又は発生しようとしている場合には、佐賀県の対応に協力すること。

⑤外国人患者に対応できる医療の提供

- ・外国人患者に対応できる医療機能、スタッフを備えること。

（２）医療スタッフの確保・育成

①優秀なスタッフの確保・専門性の向上

- ・医療機能の維持・向上のため、優秀なスタッフを適正数確保できるよう努めること。
- ・専門医資格、専門看護師資格、認定看護師資格など、資格取得に向けた支援を充実し、スタッフの専門性の向上を図ること。

②医療スタッフの育成

- ・地域における救命救急医療の安定的な提供等に資するため、救急スタッフの育成に取り組むこと。

- ・教育研修体制の充実を図り、地域における医療従事者や卒業前の学生の研修受入れ、養成に取り組むこと。
- ・臨床研修病院として、研修医の受入れに積極的に取り組むとともに、新専門医制度をはじめとする医師養成の変化を的確にとらえること。

(3) 地域の医療機関等との連携強化

- ・紹介・逆紹介、地域連携クリティカルパス活用、がん治療における九州国際重粒子線がん治療センター(サガハイマツト)との連携、在宅医療への協力など、地域の医療機関や拠点病院等との連携・役割分担に努め、佐賀県地域医療構想における高度急性期・急性期病院としての役割を明確にすること。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向け、高度急性期・急性期病院として、地域の医療機関や介護施設との連携、研修等の実施に務め、地域社会との一層の連携・共生を進めること。
- ・佐賀県診療情報地域連携システムの普及・利用増を、他の医療機関に率先して進め、県内の医療機関の連携強化を図ること。

(4) 医療に関する調査・研究及び情報発信

- ・臨床現場に活用できる研究に取り組むことで、県内の医療水準の向上を図ること。
- ・講演会の開催等を通じて、県民に対して、医療・健康情報を発信し、県民の健康づくりに寄与すること。

2 看護師等養成所が担うべき看護教育及び質の向上

- ・総合看護学院附属化に伴い開校する看護師等養成所の開校準備を着実に進め、開校後は、臨床現場をもつ強みを活かし、より一層の質の高い看護教育を行うこと。

3 患者・県民サービスの一層の向上

(1) 患者の利便性向上

- ・患者や家族が入院生活を快適に過ごすことができるよう、院内における患者の意向把握や利便性向上に努め、快適な療養環境の提供を図ること。
- ・待ち時間の短縮等、患者へ提供するサービスについて満足度の向上に努めること。

(2) 職員の接遇向上

- ・患者や家族、県民からの信頼と親しみを得られるよう、職員の意識を高め、接遇の向上に努めること。

(3) ボランティアとの協働

- ・ボランティア活動がしやすい環境をつくり、ボランティアとの協働による患者サービスの向上に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務の改善・効率化

(1) 適切かつ効率的な業務運営

- ・地方独立行政法人のメリットを活かして医療需要の変化に迅速に対応し、病院の組織体制、診療内容等の見直しを行い、効果的、効率的な業務運営に努めること。
- ・平成29年の地方独立行政法人法の改正を踏まえた内部統制体制を早期に確立すること。

(2) 事務部門の専門性向上

- ・業務の継続的な見直し、ICTの活用等により、事務部門の効率化を図ること。
- ・法人プロパーの事務職員の採用・育成等、今後法人経営の鍵をにぎる病院事務としての専門性の向上を図ること。

(3) 職員の勤務環境の向上

- ・佐賀労働基準監督署の勧告や職員の勤務環境を巡る諸課題を真摯に受け止め、労働関係法令の遵守、多様な勤務形態の導入、経験者が復職しやすい環境づくり、良好な職員間のコミュニケーションの形成など勤務環境の改善に常に務めることにより、職員が働きやすい法人とすること。
- ・職員の業績や能力を適正に評価し、努力した職員が相応な処遇を受けられる、客観性の高い人事評価制度を定着させること。

(4) 社会的責任・信頼の向上

- ・コンプライアンスの徹底、患者・家族への誠実かつ公平な対応、個人情報の保護等に努めること。
- ・患者の求めに応じたカルテ（診療録）・レセプト（診療報酬明細書）等医療情報の適切な開示に努めること。

2 経営基盤の安定化

(1) 収益の確保

- ・診療報酬の請求もれ、減点の防止や未収金の発生防止等、収益の確保に努めること。
- ・病床利用率や平均在院日数等の目標値を設定し、その達成に努めること。

(2) 費用の節減

- ・費用節減のための具体策を検討し、薬剤費、材料費、人件費等の医業収益に占める目標値を設定し、その達成に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

- ・ 県は、法人に対して、運営費負担金を適正に負担するが、法人は経営基盤を強化し、安定した経営を続けるため、「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」を踏まえ、中期目標期間を累計した損益計算において経常収支比率 100%以上を達成すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 県との連携

- ・ 県が進める保健医療行政に積極的に協力し、公的使命を果たすこと。

2 地方債償還に対する負担

- ・ 好生館の施設・設備整備等に係る地方債について、毎年度確実に負担すること。

3 病院施設の在り方

- ・ 平成25年5月の移転後、好生館は当初の想定を超えた診療実績を示している。

このような現状も踏まえ、本目標で示した好生館が担うべき役割を達成するための病院施設の在り方を、法人の将来の財務状況も考慮しながら、早急に検討すること。